

対応案(骨子) 参考資料

令和2年2月5日
令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループ
(第2回)

ワーキンググループで検討する論点（案）

主な課題

【1】住民は、居住地域の災害リスクとるべき行動を理解できていたか？

- ① ハザードマップの認知や避難先の理解が不足していた
- ② 避難しない、避難が遅い人が多かった
- ③ 屋外で、特に自動車で移動中に被災した人が多かった

【2】避難情報の発令や避難の呼びかけはわかりやすく伝わったか？

- ④ 避難勧告・避難指示がわかりにくいとの指摘
- ⑤ 「全員避難」「命を守る最善の行動」などの呼びかけがわかりにくいとの指摘
- ⑥ 避難先等についての情報提供が不十分だった

【3】高齢者等の避難を支援する地域の仕組みは十分だったか？

- ⑦ 多くの在宅の高齢者が被災した

【4】大規模広域避難は可能か？

- ⑧ 大規模広域避難の困難さ(タイミング、避難場所等)が顕在化した

対応(案)

【論点1】災害リスクとるべき行動の理解促進（平時の対応）

対応①②：ハザードマップのより一層の活用

- ・ハザードマップの活用によるべき避難行動の周知
- ・適切な避難先の周知
- 逃げどきマップ・気づきマップの検討
- ・重ねるハザードマップの活用
- ・適切な避難先の確保
- 避難所・避難場所に関する災対法上での整理
- ・中小河川での水害リスク評価
- ・水災害対策とまちづくりの連携方策の検討

対応②：「避難」の意味の周知

- ・「避難」の意味の周知（避難行動判定フロー等）

対応③：職場・学校等の計画的休業

- ・外出リスクの周知（特に車での移動）
- ・計画的休業に関する経済界への働きかけ
- ・企業BCP
- ・テレワークの普及推進

【論点2】わかりやすい防災情報の提供（災害時の対応）

対応④：警戒レベルの理解促進

- ・警戒レベルの理解促進
- ・警戒レベル相当情報の理解促進
- 勧告・指示に関する災対法上での整理
- ・大雨特別警報の発表基準の改善
- ・アドバイス業務の明確化

対応⑤：避難の呼びかけの工夫

- ・避難の呼びかけの工夫（全員避難・命を守る最善の行動）、災害リスクが明示された区域以外に配慮した呼びかけ
- ・周知する内容を用いて防災訓練を実施
- ・防災リーダーの育成につながる研修の充実
- ・専門家リストの充実
- ・情報伝達手段の多重化・多様化の促進

対応⑥：AI等による避難誘導等の改善

- ・災害用HPの活用
- ・AI等による避難誘導
- ・Lアラート情報の地図化の推進

【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

対応⑦：名簿の活用及び個別計画の策定促進、共助による避難支援

- ・避難行動要支援者名簿の活用
- 福祉専門職の関与等を通じた個別計画の策定促進について検討
- 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

対応⑧：広域避難体制の整備、排水強化

- 広域的な調整、検討、発令等の体制や費用負担の制度化の必要性について検討
- ・広域避難対象者の絞り込み（排水強化・垂直避難の活用等）の検討
- ・避難先の検討（他の公立施設や、ホテル・旅館・シェアリングエコノミー等の積極的活用）

出水期までに行う取組
来年度以降も検討を行う取組
防災情報リテラシー向上
キャンペーン関係

令和元年台風第19号を踏まえた避難対策の強化の全体像

平成30年7月豪雨避難WG

避難に対する
基本姿勢

住民は「自らの命は自らが守る」意識を持つ

行政は、住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援する

●「自らの命は自らが守る」意識の徹底や
地域の災害リスクとるべき避難行動等の周知

●住民の避難行動等を支援する防災情報の提供
(5段階の警戒レベル等)



わかりやすく改善し、徹底的に普及啓発等

出水期まで
に行う取組

令和元年台風第19号等避難WG

【論点1】災害リスクとるべき行動の理解促進(平時の対応)

- ・ハザードマップの活用によるるべき避難行動の周知
- ・「避難」の意味の周知徹底
- ・計画的休業に関する経済界への働きかけ

【論点2】わかりやすい防災情報の提供(災害時の対応)

- ・警戒レベルの理解促進
- ・相当情報の理解促進
- ・避難の呼びかけの工夫
- ・災害用HPの活用

【防災情報リテラシー向上
キャンペーン(仮称)関係】

【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

- ・避難行動要支援者名簿の活用

【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

- ・広域避難に関する国民・企業等への周知啓発 等

抜本的な検討・改善

来年度以降も
検討を行う取組

【論点1】災害リスクとるべき行動の理解促進(平時の対応)

- ・逃げどきマップ・気づきマップの検討

【論点2】わかりやすい防災情報の提供(災害時の対応)

- ・勧告・指示に関する災対法上での整理
- ・避難所・避難場所に関する災対法上での整理

【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

- ・名簿の活用及び個別計画の策定促進、
共助による避難支援

【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

- ・広域避難体制の整備、排水強化

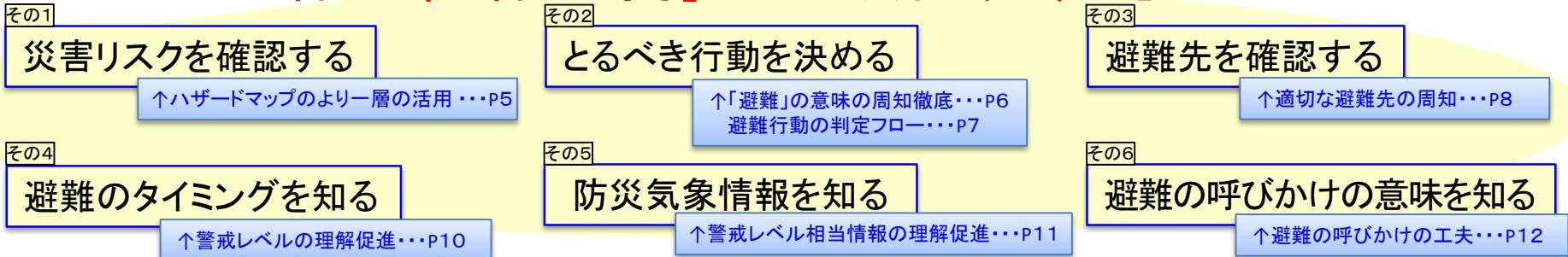
防災情報リテラシー向上キャンペーン（仮称）関係

防災情報リテラシー向上キャンペーン（仮称）

- 一人ひとりが「自らの命は自らが守る」意識を持つためには、自宅の災害リスクやとるべき行動、避難のタイミング、避難の呼びかけ等の防災情報に関するリテラシー※を向上することが不可欠である。
- 行政、メディア、企業、学校、病院・福祉施設など社会全体で国民の防災情報リテラシーを向上するための取組を行う。

「自らの命は自らが守る」ために一人ひとりがすべきこと

※「活用する能力」の意とする



国民全員が必ず①ハザードマップ ②避難行動の判定フロー ③避難のポイントを確認するよう、①②③を各戸配布・回覧を行うことを徹底する

加えて、あらゆる主体がその特性を活かし積極的な普及啓発を展開

国 (平成31年度の取組)

政府広報番組

広報用動画

警戒レベルを用いた水防訓練

●ハザードマップやチラシの各戸配布

●出前講座

●防災訓練を通した広報を実施

広報用チラシ・ポスター (主要鉄道駅構内に掲示)

市町村 (平成31年度の取組)

2. 避難情報等と災害時にとるべき避難行動

【避難情報等と市民の行動】災害が発生又は発生するおそれがある場合、避難情報を発令・発表し、避難のタイミングを伝えています。災害に備えて、各種規則ととるべき行動をチェックしましょう。

警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
暴雨警報 (鹿児島県)	早期注意情報	大雨注意報	大雨・洪水警報	大雨特別警報
内閣府	避難場所に避難する	避難場所に避難する	避難場所に避難する	避難場所に避難する
内閣府	避難場所に避難する	避難場所に避難する	避難場所に避難する	避難場所に避難する
内閣府	避難場所に避難する	避難場所に避難する	避難場所に避難する	避難場所に避難する

広報誌等における解説

その他

- ハザードマップやチラシの各戸配布
- 出前講座
- 防災訓練を通した広報を実施

メディア (平成31年度の取組)

テレビでの解説

大雨とるべき行動は

●とるべき行動 避難の情報
雨の情報 川の情報
5 金を守って! 災害発生 大雨特別警報 洪水発生
4 全員避難 警戒警報 地震災害警報 洪水危険
3 防衛などの避難準備 大雨・洪水警報 洪水警戒
2 防災訓練 避難訓練 地震災害警報 洪水警戒
1 防災訓練 避難訓練 地震災害警報 洪水警戒

福島施設内でのポスター掲示

企業・学校等

令和2年度は普及啓発で連携

(参考)実際の報道

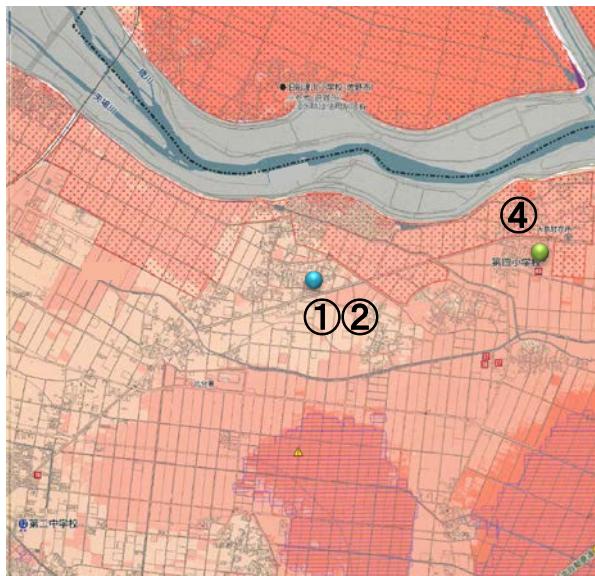
ハザードマップのより一層の活用

その1 災害リスクを確認する

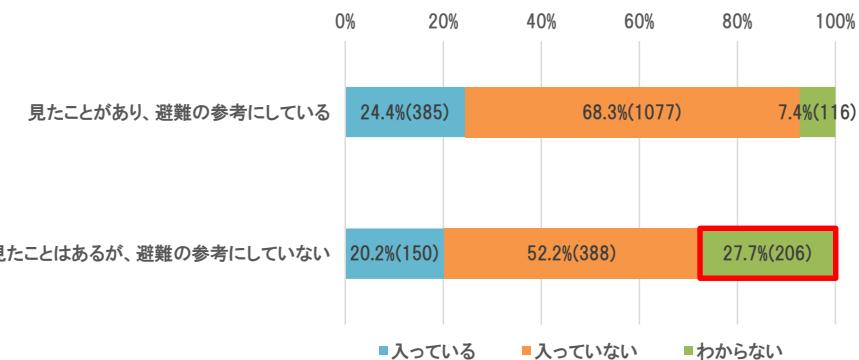
← ハザードマップのより一層の活用

- 「自らの命は自らが守る」ため、まずは自宅の災害リスクを確認する。
- 確認するためのツールとして、・市町村が公表しているわがまちハザードマップや
 ・国が公表している重ねるハザードマップがある。] ハザードマップポータルサイトで両方にアクセス可能
- 【最低限確認すべきことの例】
 - ①自宅はどこか
 - ②自宅に色が塗られているか
 - ③自宅の浸水は何mか、自宅が水没しないか
 - ④避難先はどこか(安全な親戚・友人宅はあるか、指定緊急避難場所がどこか)

※不明な点があれば市町村の危機管理部局に連絡をする



ハザードマップを見ているものの、避難の参考にしていない人のうち、
27.7%の人は、自宅が浸水想定区域に入っているかわからないと回答しており、ハザードマップの読み解き方も周知していく必要がある。



*「逃げどきマップ・気づきマップの検討」については、専門性が高い等の課題もあり、引き続き検討していく

「避難」の意味の周知徹底

← 「避難」の意味の周知徹底

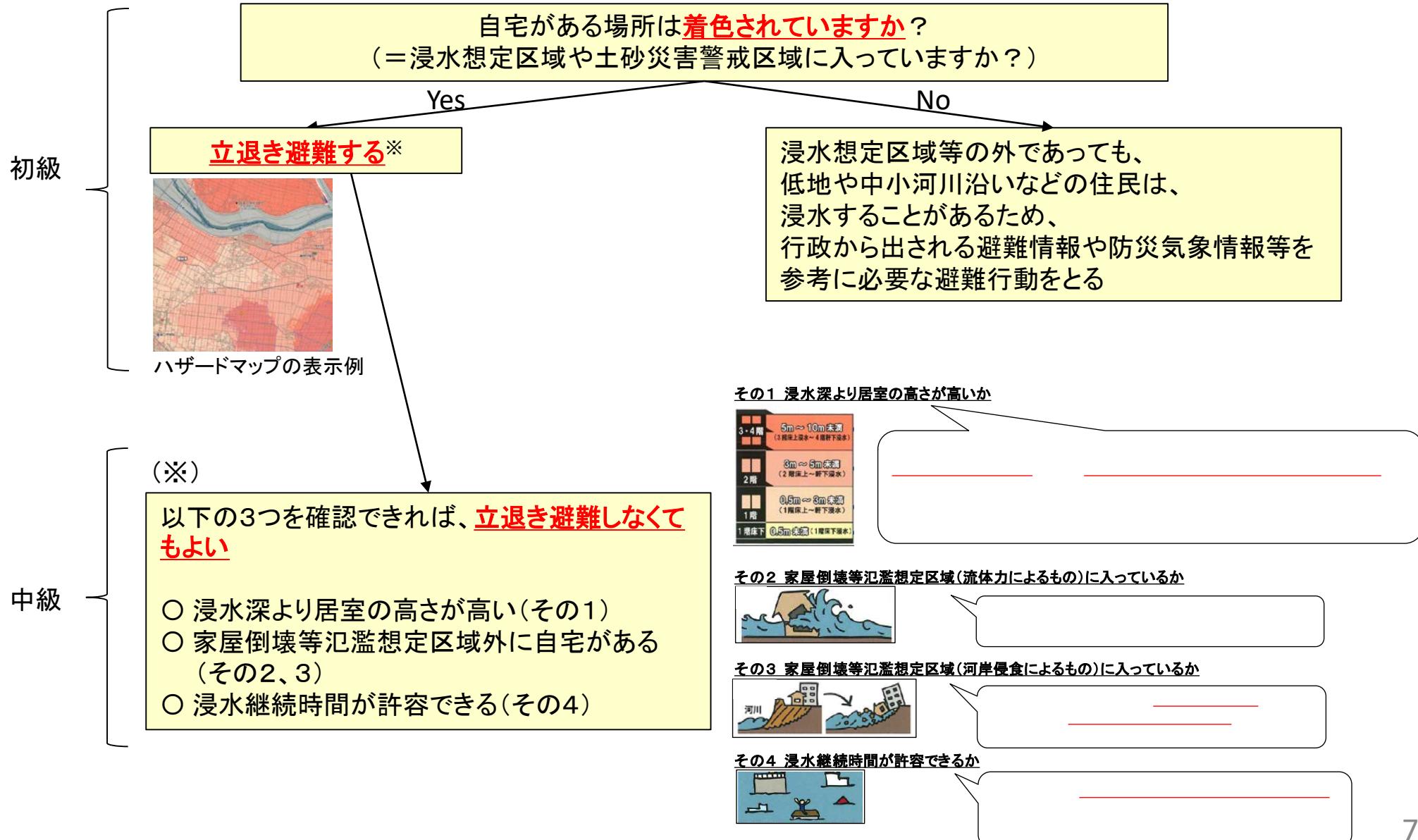
その2 とるべき行動を決める

- 「避難」とは「難」を「避」けることであり、今いる場所が安全なのであれば、そこに留まることも避難。
- 避難の基本は、災害リスクのある区域(浸水想定区域や土砂災害警戒区域等)から、
親戚・友人宅や指定緊急避難場所に立退き避難することである。
- 自宅内で明らかに安全が確保できると判断する場合は自宅内での待避や垂直避難すればよい。
- 災害リスクが示されていない区域では、避難情報や防災気象情報等を参考に必要な避難行動をとること。



避難行動判定フロー
(次ページ)

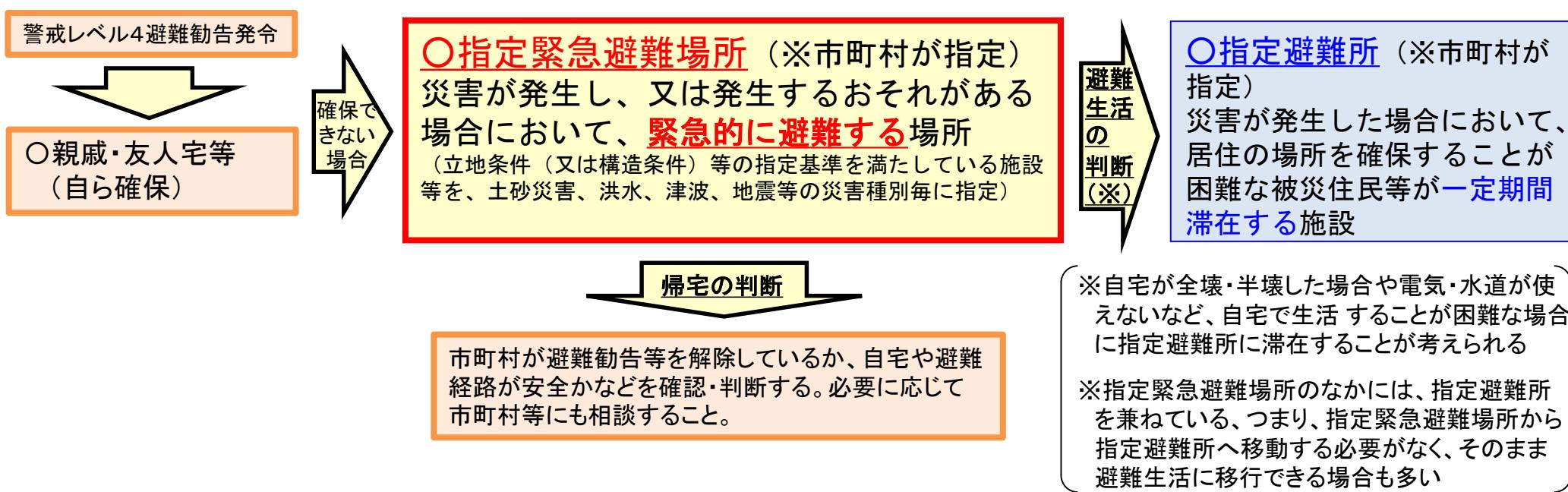
- ハザードマップと一緒に配布／回覧をする「避難行動判定フロー」で確認してもらいたい内容は以下の通り
- 最低限確認してもらいたいことのみをわかりやすく記載する予定



その3 避難先を知る

← 適切な避難先の周知

- 緊急的に立退き避難が必要で、かつ、安全な親戚・知人宅等に避難できない場合には、指定緊急避難場所に避難する。
 - 指定緊急避難場所は、立地的にも構造的にも安全が確保されている場所を市町村が指定したもの。但し、どの災害に対して安全なのは避難場所ごとに異なる。
 - 緊急時にどの避難場所に行くかを判断するのは困難であるため、平時に、自らがどの避難場所に避難するのかを対象の災害ごとに決めておくこと。
- (参考) 可能な限り浸水想定区域外の避難場所に避難するのが望ましいが、浸水が想定される区域内においても、構造条件を満たしていれば安全であり、指定緊急避難場所に指定してよいことになっている。



※自宅が全壊・半壊した場合や電気・水道が使えないなど、自宅で生活することが困難な場合に指定避難所に滞在することが考えられる

※指定緊急避難場所のなかには、指定避難所を兼ねている、つまり、指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する必要がなく、そのまま避難生活に移行できる場合も多い

警戒レベルとは

警戒レベルとは、

- ・災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「住民がとるべき行動」と「その行動を住民に促す情報(避難情報等)」と関連付けるものである。

- 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難とし、避難のタイミングを明確化
- 命を守る行動のために極めて有効な災害が実際に発生しているとの情報を、【警戒レベル5】災害発生情報として位置付け

警戒レベル	住民がとるべき行動	行動を促す情報	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)
警戒 レベル5	命を守る最善の行動	災害発生情報 (出来る範囲で発表)	
警戒 レベル4	全員避難 <small>↑避難の呼びかけの工夫…P12</small>	・避難勧告 ・避難指示(緊急) <small>↑警戒レベルの理解促進…P10</small>	指定河川洪水予報 土砂災害警戒情報 警報 危険度分布 <small>↑警戒レベル相当情報の理解促進…P11</small>
警戒 レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	避難準備・高齢者等避難開始	
警戒 レベル2	避難行動の確認	注意報	
警戒 レベル1	心構えを高める	早期注意情報	

その4 避難のタイミングを知る



警戒レベルの理解促進

○警戒レベル4に避難勧告と避難指示（緊急）の両方が位置付けられているのは、

- ✓ いずれの場合も「避難する」という行動は同じであり、「警戒レベル4で避難する」ということを徹底するため。
- ✓ 警戒レベル4を避難勧告、警戒レベル5を避難指示とすると、警戒レベル5まで避難しないおそれ。

○避難勧告と避難指示（緊急）の違いは、

■警戒レベル4避難勧告とは

- ✓ 立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもの。
⇒避難勧告の発令タイミングで避難することが必要。

■警戒レベル4避難指示（緊急）とは

- ✓ 緊急的に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものであり、必ず発令されるものではない。
- ✓ 発令された場合にも避難に必要な時間が確保されたものではなく、安全に立退き避難ができないおそれが高い。

その5 防災気象情報を知る

← 警戒レベル相当情報の理解促進

警戒レベル相当情報とは

- 警戒レベル相当情報は、雨量や河川の水位などに基づく防災気象情報が、避難情報とのレベルに相当するか示しており、住民等が自ら避難行動をとる際の判断の参考とすべき。

- 防災気象情報（警戒レベル相当情報）には、

- ①市町村単位で出されるもの
②詳細な範囲に出されるもの がある。

- 住民は、①を注意・警戒をするきっかけとし、

- ②により自らがいる場所の雨や水位の状況を把握する必要がある。

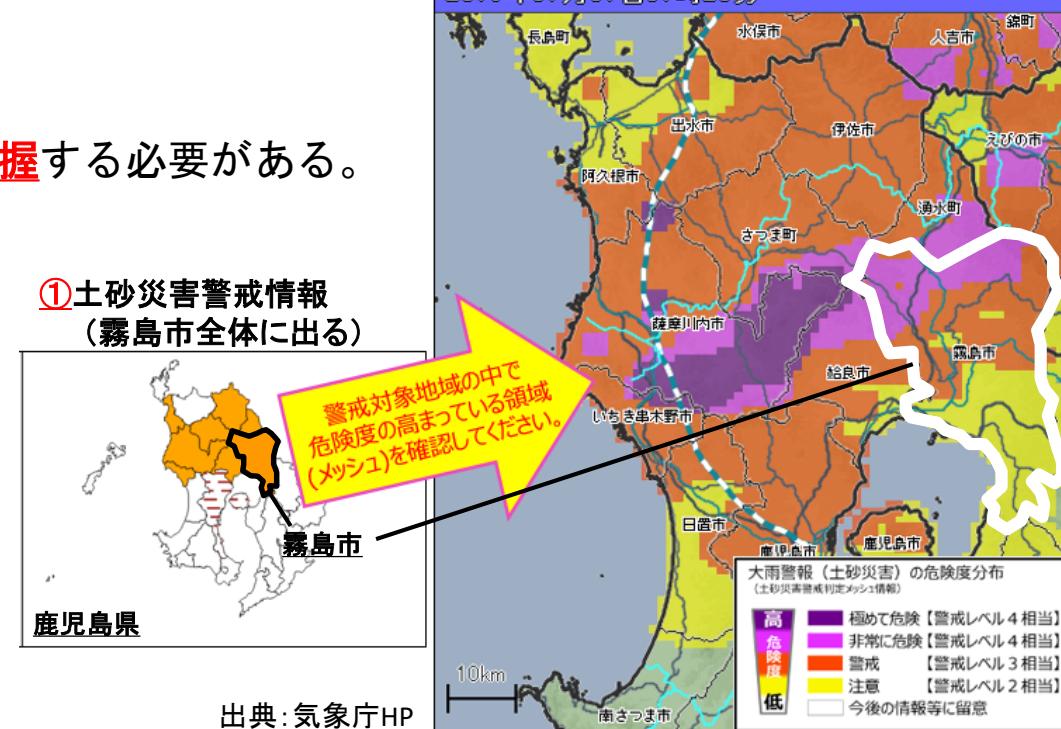
- （例：右図の霧島市）

土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報）は霧島市全域に発表されるが、
避難勧告（警戒レベル4）は危険度が高い霧島市の北部にのみ発令され、南部には発令されないことも考えられる。

- （参考）警戒レベル相当情報が出たとしても必ずしも同じ時間にそのレベルに対応した避難情報が発令されるとは限らないことに留意。

②土砂災害に関するメッシュ情報(1kmメッシュ)

2019年07月01日01時20分



その6 避難の呼びかけの意味を知る

← 避難の呼びかけの工夫

警戒レベル4の「全員避難」とは

- 「高齢者等だけでなく全員が避難する」タイミングであることを意味している。
- 「災害の危険がない人まで全員が避難をする」という意味ではなく、例えば、高台等で水害や土砂災害のおそれのない地区では避難の必要はない。

警戒レベル5の「命を守る最善の行動」とは

- 既に災害が発生している又は発生している可能性が高い状況で用いられるもの。
- 身の危険を感じた場合には、少しでも安全な近くの高台や屋内へ移動するなど自らの置かれた状況に応じて 「命を守る最善の行動」をとることが必要。

- (緊急時) 短い言葉で繰り返し呼びかけを行う必要がある(フレーズ: 緊急時1)。
市町村やメディア等は補足的な呼びかけ(フレーズ: 緊急時2~4)を例えば3回に1回程度行うようにする。
- (平時) 緊急時に毎回補足的な呼びかけができるとは限らないため、一人ひとりの住民が
その呼びかけの意味するところを平時からしっかりと理解することが必要(フレーズ: 平時)。

フレーズ	警戒レベル4(河川の例)	警戒レベル5(河川の例)
緊急時1	全員避難してください。	命を守る最善の行動をとってください！
緊急時2	〇〇川の沿川など危険なところにいる人は全員避難してください。	〇〇川が氾濫しています！命を守る最善の行動をとってください！
緊急時3	〇〇川の沿川など危険なところにいる人は全員避難してください。 ハザードマップで自宅の安全が確認できている場合は自宅待機や垂直避難も可能ですが、 そうでない場合は親戚・友人宅、市町村が開設している避難場所に避難してください。	〇〇川が氾濫しています！ 少しでも高いところに行くなど、 命を守るためにその場でできる行動をとってください！
緊急時4	〇〇川の沿川など危険なところにいる人は全員避難してください。 〇〇川の水位が上昇しており、今すぐ避難をしないと、〇〇川が氾濫し逃げ遅れるおそれがあります。 ハザードマップで自宅の安全が確認できている場合は自宅待機や垂直避難も可能ですが、 そうでない場合は親戚・友人宅、市町村が開設している避難場所に避難してください。	〇〇川が氾濫しています！ 上の階に避難したり、近くのビルに避難するなど、周りの安全を確かめながら少しでも高いところに避難してください！ 身の危険が迫っています！命を守るためにその場でできる行動をとってください！
平時	警戒レベル4「全員避難」が出されたときにとるべき行動を決めておきましょう。平時からハザードマップを確認し、自宅が浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入ってしまえば、親戚・友人宅や指定緊急避難場所に立退き避難をしてください。自宅内で明らかに安全が確保できると判断する場合は自宅での待避や垂直避難をしてもよいです。災害リスクが示されていない区域でも災害が起こる可能性がありますので、避難情報や防災気象情報等を参考に必要な避難行動をとってください。	警戒レベル5「命を守る最善の行動」を呼びかけられるときは、河川の氾濫などすでに災害が発生しており、 <u>屋外への立退き避難をするのがかえって危険な状態です</u> 。その場のできるだけ上の階に避難をしたり、近くのビルに避難するなど、周りの安全を確かめながら少しでも高いところに避難してください。

防災情報リテラシー向上キャンペーン（仮称）以外の 主な取組

ワーキンググループで検討する論点（案）

主な課題

【1】住民は、居住地域の災害リスクとるべき行動を理解できていたか？

- ① ハザードマップの認知や避難先の理解が不足していた
- ② 避難しない、避難が遅い人が多かった
- ③ 屋外で、特に自動車で移動中に被災した人が多かった

【2】避難情報の発令や避難の呼びかけはわかりやすく伝わったか？

- ④ 避難勧告・避難指示がわかりにくいとの指摘
- ⑤ 「全員避難」「命を守る最善の行動」などの呼びかけがわかりにくいとの指摘
- ⑥ 避難先等についての情報提供が不十分だった

【3】高齢者等の避難を支援する地域の仕組みは十分だったか？

- ⑦ 多くの在宅の高齢者が被災した

【4】大規模広域避難は可能か？

- ⑧ 大規模広域避難の困難さ(タイミング、避難場所等)が顕在化した

対応(案)

【論点1】災害リスクとるべき行動の理解促進（平時の対応）

対応①②：ハザードマップのより一層の活用

- ・ハザードマップの活用によるべき避難行動の周知
- ・適切な避難先の周知
- 逃げどきマップ・気づきマップの検討
- ・重ねるハザードマップの活用
- ・適切な避難先の確保
- 避難所・避難場所に関する災対法上での整理
- ・中小河川での水害リスク評価
- ・水災害対策とまちづくりの連携方策の検討

対応②：「避難」の意味の周知

- ・「避難」の意味の周知（避難行動判定フロー等）

対応③：職場・学校等の計画的休業

- ・外出リスクの周知（特に車での移動）
- ・計画的休業に関する経済界への働きかけ
- ・企業BCP
- ・テレワークの普及推進

【論点2】わかりやすい防災情報の提供（災害時の対応）

対応④：警戒レベルの理解促進

- ・警戒レベルの理解促進
- ・警戒レベル相当情報の理解促進
- 勧告・指示に関する災対法上での整理
- ・大雨特別警報の発表基準の改善
- ・アドバイス業務の明確化

対応⑤：避難の呼びかけの工夫

- ・避難の呼びかけの工夫（全員避難・命を守る最善の行動）、災害リスクが明示された区域以外に配慮した呼びかけ
- ・周知する内容を用いて防災訓練を実施
- ・防災リーダーの育成につながる研修の充実
- ・専門家リストの充実
- ・情報伝達手段の多重化・多様化の促進

対応⑥：AI等による避難誘導等の改善

- ・災害用HPの活用
- ・AI等による避難誘導
- ・レアラート情報の地図化の推進

【論点3】高齢者等の避難の実効性の確保

対応⑦：名簿の活用及び個別計画の策定促進、共助による避難支援

- ・避難行動要支援者名簿の活用
- 福祉専門職の関与等を通じた個別計画の策定促進について検討
- 地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

【論点4】大規模広域避難の実効性の確保

対応⑧：広域避難体制の整備、排水強化

- 広域的な調整、検討、発令等の体制や費用負担の制度化の必要性について検討
- ・広域避難対象者の絞り込み（排水強化・垂直避難の活用等）の検討
- ・避難先の検討（他の公立施設や、ホテル・旅館・シェアリングエコノミー等の積極的活用）

出水期までに行う取組
来年度以降も検討を行う取組
防災情報リテラシー向上
キャンペーン関係

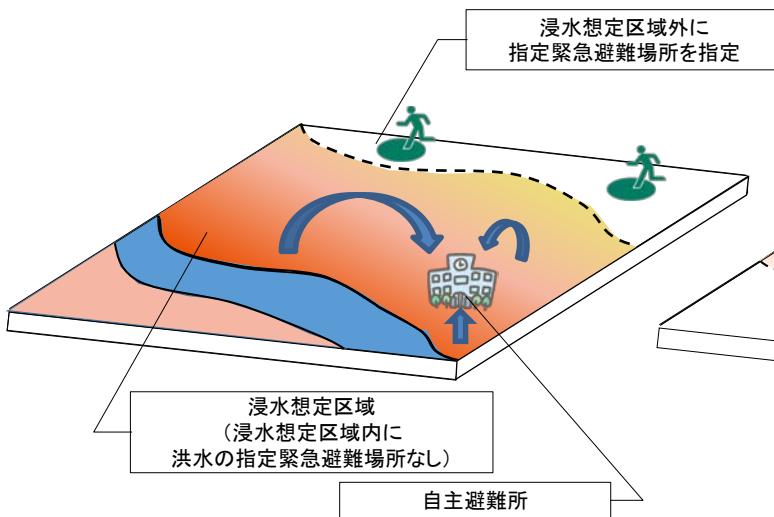
下線…以降のページで説明

避難先についての理解や受入体制、情報提供が不十分だった

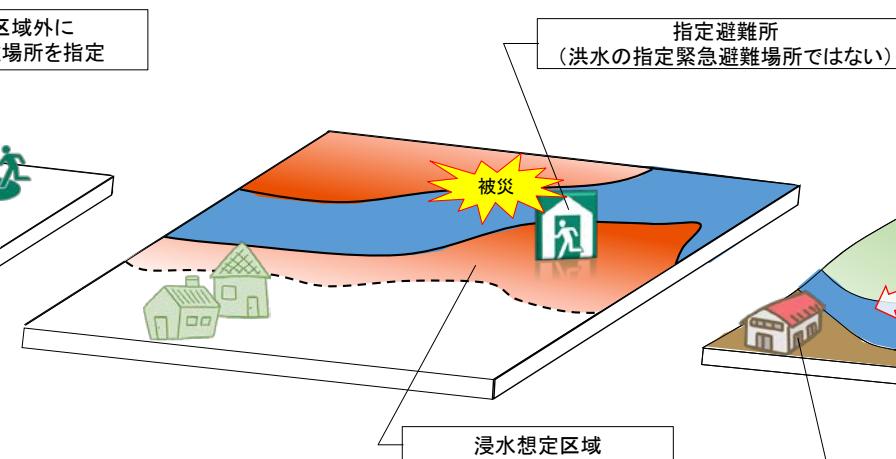
- 指定緊急避難場所と指定避難所の名称や役割の違いがわかりづらい。
- 災害発生のおそれがある中での再避難や、一部の指定緊急避難場所や指定避難所等への避難者の集中が見られた。
⇒指定緊急避難場所や指定避難所の配置や数に課題があるのではないか。
避難誘導の仕方も改善できるのではないか。

～台風第19号で発生した避難先に関する事例～

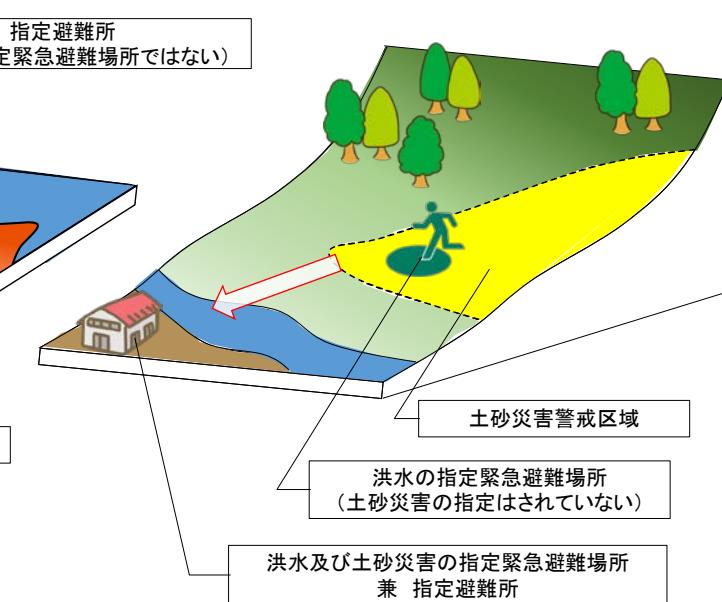
1. 避難所に人が集中した



2. 再避難した



3. 再避難した



【例 1】

河川沿川地域の住民にとって、浸水想定区域内にある洪水の指定緊急避難場所が遠かったため、浸水想定区域内にある高層の施設を自主避難所として開放したが、利便性が高かったため避難者が集中し、溢れた。

【例 2】

浸水想定区域内にある洪水の指定緊急避難場所を兼ねない指定避難所を開設したが、屋上から漏水し、浸水のおそれもあったことから、隣接する役場に再避難した。

【例 3】

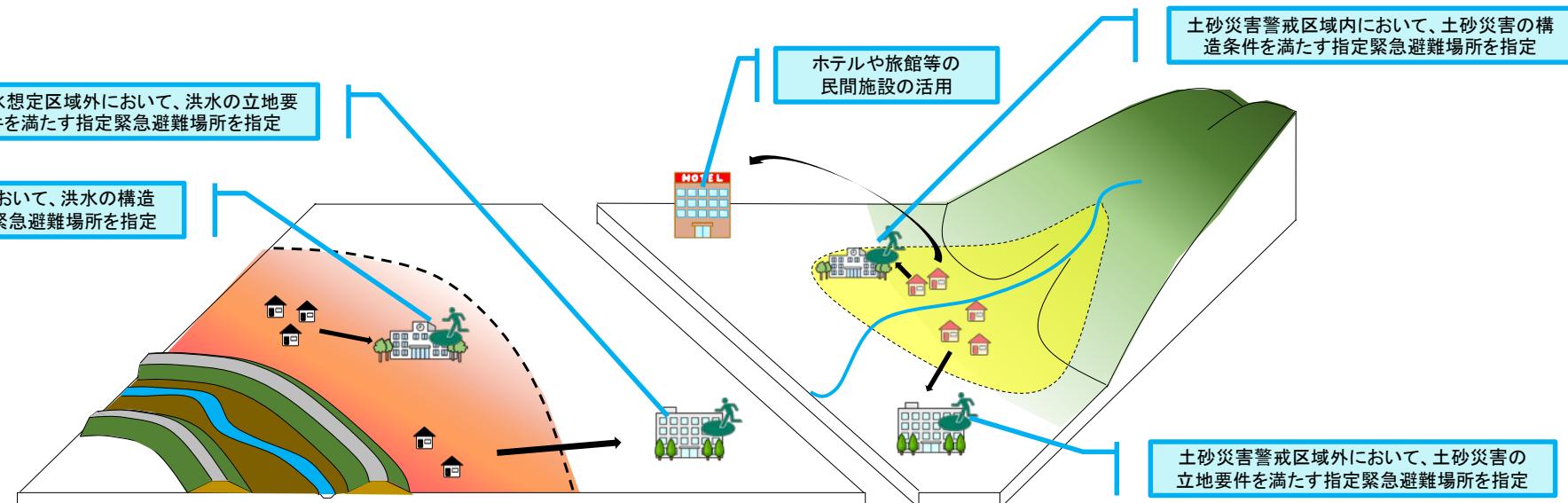
土砂災害警戒区域内にある洪水の指定緊急避難場所を自主避難所として開放したが、一階部分に土砂が流入したため、対岸にある洪水及び土砂災害の指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所に再避難した。

適切な避難先の確保

①指定緊急避難場所等の適切な配置のあり方について、引き続き検討する。

②公共施設や民間施設等の更なる活用について、引き続き検討する。

- ・平時や災害発生時における施設管理者の役割の整理やインセンティブの付与等を通じて、国や都道府県が管理する公共施設や、旅館やホテルを含む民間施設との協定の締結を促進する。
- ・避難保険の開発等を通じて、住民の避難先の選択肢を増やすことを検討する。



- ICTを活用して、時間と場所を柔軟に活用できるテレワークは、災害対応の観点からも非常に有効
- 発災時の通勤困難の場合等においても、在宅での勤務が可能。非常時に活用するためには、平時からの備え・積極的活用が不可欠。
- 総務省においては、関係府省と一体となって、国民運動である「テレワーク・デイズ」の実施等、国・地方公共団体・民間企業におけるテレワークの全国的な普及を積極的に推進しているところ。

佐賀県庁の取組事例

- ・仮想デスクトップ最大396接続
- ・サテライトオフィスから21席の利用

2016年1月の大雪時公共交通機関が運休となつたが、大雪当日は職員10%超がテレワークによる業務を実施。(400人を超える職員が在宅やサテライト、モバイルからテレワークを実施)など



リコージャパンの取組事例

2018年の西日本集中豪雨と関西地区の大型台風直撃、それに伴う公共機関の計画運休により、社員が出社できない状況となつたが、テレワークによって業務を継続できた。



※写真はイメージです

日本マイクロソフトの取組事例

東日本大震災時、社員の原則在宅勤務が決定され、約85%の従業員が在宅勤務を実施したが、震災前と変わらぬ生産性を維持。社員が抵抗なく勤務を行えたのは、日常的にテレワークを活用しているためとのこと。

今後の取組

- ・2020年度においても引き続き、「テレワーク・デイズ」の実施、全国におけるセミナーの開催やテレワークマネジャー派遣事業などをとおして、発災時のBCP対応を含め、働き方改革、離職防止や女性活躍推進等、様々な面で有意義であるテレワークを全国的に普及促進する。
- ・内閣府防災担当を含め関係府省と連携し、災害時の対応としてのテレワークの普及を民間企業等に働きかけていく。

アドバイス業務について

○避難勧告等の発令の権限は、市町村長に与えられているが、各々の市町村長が大規模災害に直面することは稀であり、経験・ノウハウの積み重ねがないまま災害対応に直面することが多い。そこで専門的知見と経験を有する国・県の担当部局が避難に係る市町村の判断を支援するため、ホットラインの取組を行っている。

ホットライン	河川	土砂	気象
<u>法律上実施すべき市町村への情報伝達</u> (ホットラインはこれに含まれない)	・洪水予報等の通知は、(水防管理者等に加え)避難勧告等の判断に資するため市町村長にも <u>通知</u> 。(水防法13条の4)	・土砂災害の急迫した危険降雨量に達した時は土砂災害の発生を警戒すべき旨の情報を <u>通知</u> する。(土砂災害防止法第27条)	・特別警報及び警報は、気象庁が <u>通知</u> 義務を有する関係機関※1を介して市町村へ伝達される。(気象業務法第15条、第15条の2)
<u>ホットラインの位置づけ</u>	<u>※上記通知内容等を必要に応じて解説し、助言することを目的とし実施しているものであり、直接的に法律等に基づいたものではない</u>		
ホットラインの伝達ルート※2※3	国:河川事務所長→市町村長 都道府県:県庁河川担当部長 や出先機関の長など →市町村長	県庁砂防担当課長等や出先機関の長→市町村長	気象台長等→市町村長
ホットラインの主な伝達内容※3	・現在の水位や今後の水位変化の見込み ・想定危険箇所と想定被害 ・類似した過去の出水 ・上下流の状況(ポンプの運転状況など)	・土砂災害警戒情報の発表予定期刻等の情報提供 ・土砂災害危険度分布の状況(危険度の高まっている地域等)	・気象状況の切迫性(危険度分布「極めて危険」の広範囲での出現、大雨特別警報の発表、大雨の見通しなど)
ホットライン伝達のタイミング※3	・避難判断水位、氾濫危険水位等への到達時 ・急激な水位上昇により、氾濫危険水位到達することが確実な時など	・土砂災害警戒情報の発表前後	・記録的な気象状況が予想される、またはそのような状況の際
台風第19号時のホットラインの回数	対象約300市区町村、約1,000回 (1事務所あたり平均約40回)※4	都道府県が実施主体であり、各県ごとの実情に応じて実施 (ホットライン以外に、土砂災害警戒情報の伝達確認は担当レベルで実施)	対象約390市区町村、約460回 (1気象台あたり平均約20回)

※1 都道府県、消防庁、NTT東日本及びNTT西日本が市町村長に通知(努力義務)。特別警報に関しては、都道府県は市町村長への通知義務がある。

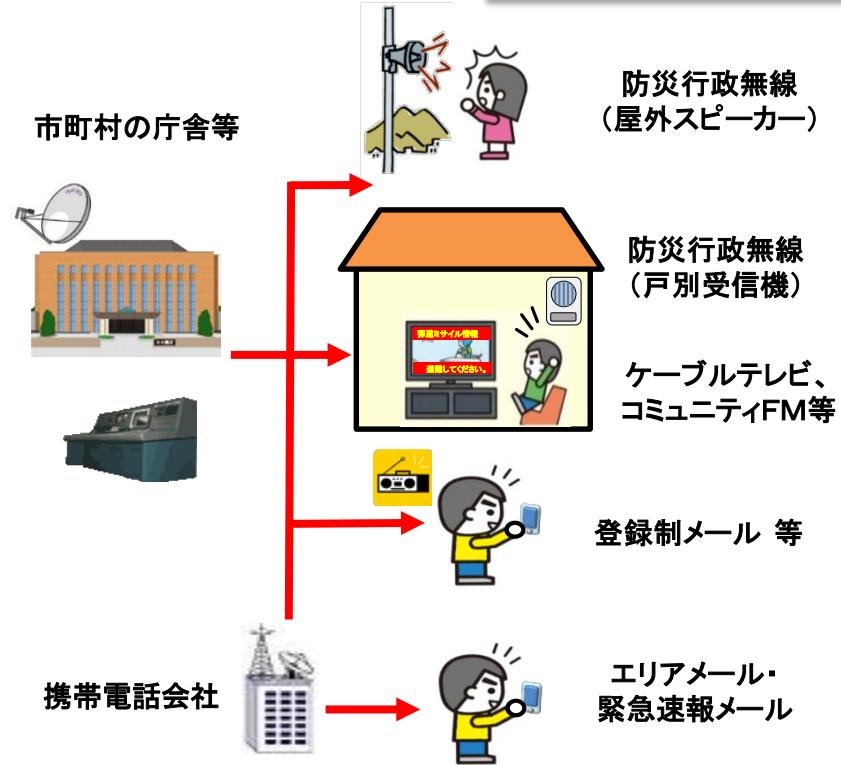
※2 伝達ルートについては代理の場合もあり。

※3 ホットラインの伝達ルート、主な伝達内容、伝達のタイミングについては都道府県等の実情に応じて実施しているため、運用は都道府県ごとに様々ある。

※4 国管理河川のホットライン回数。

- 豪雨や台風等の災害が発生した場合、避難勧告等を迅速かつ的確に住民に伝達することは住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために重要
- 地域の実情を踏まえつつ、**情報伝達手段の多重化・多様化を推進**し、情報伝達に関する万全な体制の構築が必要
- 令和元年度補正予算により、**防災行政無線の戸別受信機の配備計画を策定する市町村に対して、2020年度までに1万台程度の無償貸付**を行う。
- 地方財政措置や技術的な助言を行うアドバイザーの市町村への派遣等を通じて、災害情報伝達手段の多重化・多様化を促進する。

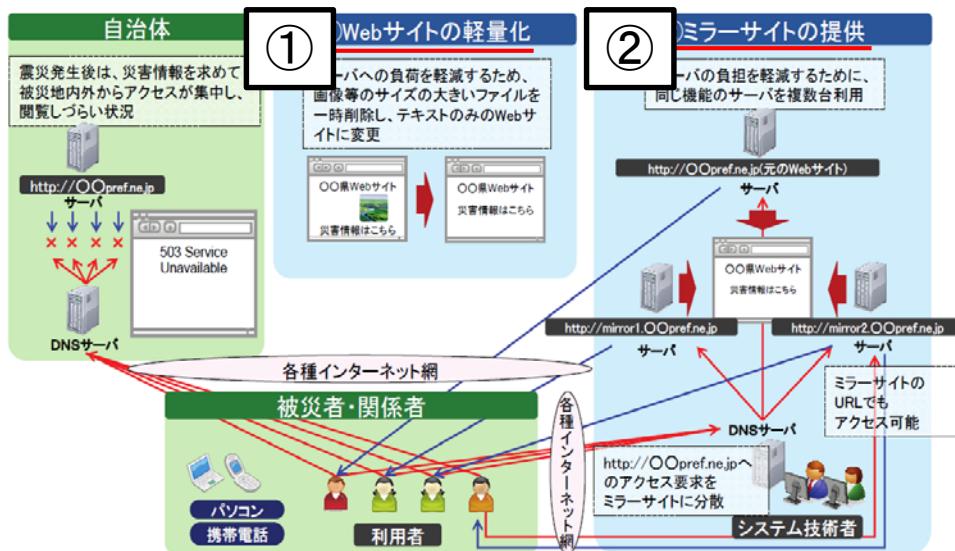
情報伝達手段の多重化・多様化のイメージ



伝達手段の例	主な特徴
防災行政無線 (同報系)	<ul style="list-style-type: none"> 市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網で、地域住民に一斉伝達可能 屋外スピーカーや各世帯に設置された戸別受信機により情報伝達
CATV (ケーブルテレビ)	<ul style="list-style-type: none"> 既存のケーブルテレビネットワークを活用可能 テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達することが可能
コミュニティFM	<ul style="list-style-type: none"> 既存のFMラジオ局を活用可能 屋内受信機は平常時はラジオとして活用可能
登録制メール	<ul style="list-style-type: none"> あらかじめ利用登録した職員、住民へメール送信 速報性があり、テキストに加えURL、画像等も送信可能
エリアメール・緊急速報メール	<ul style="list-style-type: none"> 指定したエリア内の携帯電話等にメールで一斉配信 速報性が高く、通信事業者とのサービス利用契約(無料)で使用可能

- ・避難勧告等に関するガイドラインでは「市町村のホームページの活用にあたっては緊急時のアクセス増により、サーバーがダウンしないよう回線増設等の対応を検討する」こととしている。このため①Webサイトの軽量化(災害時にはホームページを文字情報のみにするなどの負荷軽減)
②ミラーサイトの提供(サーバの負担を軽減するために、同じ機能のサーバを複数台準備)
③キャッシュサイトの用意(検索エンジンに一時的にページを複製し誘導する)
(③は元サイトがダウンすると、複製サイトも閲覧できなくなる)
等の対策を行うよう市町村に通知予定。

- ホームページへのスムーズなアクセスを可能にする、Webサイトの軽量化やミラーサイトの提供等



総務省HP 大規模災害時におけるインターネットの有効活用事例集 「取組11自治体の公式Webサイトの負荷軽減」

○ キャッシュサイトの用意

- Yahoo!JAPANでは2019年12月31日時点で873以上の自治体と「災害協定」を締結している。「災害協定」を結んだ自治体について、自治体が運営するウェブサイトのキャッシュサイトを無料で作成し、自治体のサーバーにアクセスが集中するのを回避（アクセスを分散）する取組を実施。



AI等による避難誘導

- 2019年より開始した戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）第2期において、1人ひとりの状況を考慮した情報提供やAIによる問合せ対応等を可能とする防災チャットボットの研究開発を実施
 - 現時点での成果に基づき、実災害（令和元年台風15号、19号）において、千葉県などの一部自治体で、避難所の開設状況や罹災証明の発行支援など、個々の被害状況に応じた情報提供を行うシステムを試験的に運用
 - 引き続き、研究開発を進めるとともに、AI防災協議会による取り組みを進め、社会実装を目指す
- 【2023年（SIP完了年）の目標】 適切な避難行動のために国民一人ひとりが活用できるシステムの開発・実装**

【台風15号・19号における実災害での運用事例】

■千葉県の例

- ・知りたい情報を選択し、関連するHPへの誘導を行う
- ・簡単なFAQを作成し、事前に想定した質問に対して回答

⇒千葉県の事例では2週間で7000件を超える問合せに対応



次期出水期以降の取組

実災害や訓練を通じて機能の拡充

■対応できる質問項目や選択肢を拡充 (例)

- ・ハザードマップへの誘導
- ・避難勧告等の避難情報や防災気象情報の提供
- ・取るべき避難行動の選択など

■AIによる1人ひとりに合わせた情報提供を通じて、避難支援を行う機能の追加

など

【2023年時の社会実装イメージ】

位置情報や気象情報、災害リスク情報等を活用しAIによる自動解析を行い、一人ひとりへの迅速かつ的確な情報提供を行う

発災直後

- ・避難の必要性、避難所開設状況の情報など

応急時

- ・物資に関する情報提供
- ・避難生活に関する情報提供など

復旧時

- ・それぞれに最適化された災害復興支援制度の紹介
- ・避難生活に関する情報提供など

※やりとりのイメージ

どこに避難したらいい？



△△中学校に避難できます。場所は[ここ](#)です。

支援物資を受け取りたい



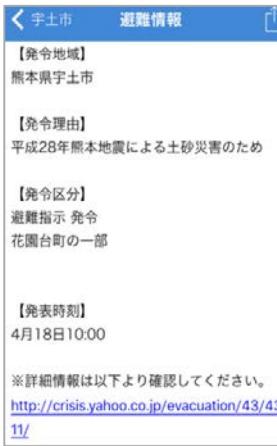
〇〇公民館に入口があります。地図を表示します。

Lアラート情報の地図化の推進

- **避難勧告等の情報を地図化し、Lアラートを介して提供**することで、災害情報への住民等の理解が極めて容易になる。
- このため、総務省では、Lアラート情報の地図化に関し、平成28年度から平成30年度にかけ調査研究・実証を実施。
- 令和2年度から、この実証実験等に基づく地図化の標準仕様により、各都道府県等での導入を促進し、全国的普及を推進。

従来のLアラート：テキスト情報を配信

① スマートフォン

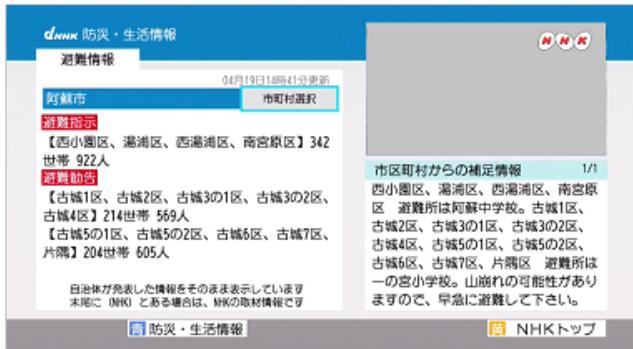


ヤフー(株)



NHK

② テレビ



NHK

Lアラート情報の地図化による配信(イメージ)

① スマートフォン

※平成30年度実証実験のもの



ファーストメディア(株)

自己の位置情報を表示
することも可能

危険度に応じた発令区分の色分け表示も可能

(色分けの例)
赤：避難指示
橙：避難勧告
黄：避難準備

② テレビ



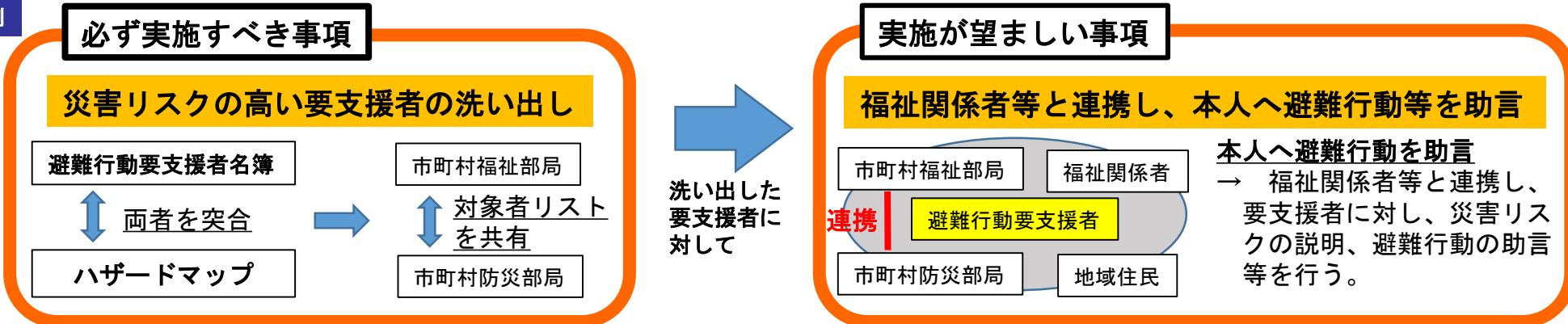
ジャパンケーブルキャスト(株)

避難行動要支援者名簿の活用

- 各市町村において、名簿の作成はほぼ完了^(※)しているが、**名簿の活用については状況が大きく異なっている。**
- **名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の実効性のある避難を実現するため、市町村に対し、出水期に備えて、防災部局と福祉部局とが連携して取り組むべきことを周知する。**

(※) 全国の98.9% (1,720市町村) で作成済 (令和元年6月1日現在)

参考例



防災部局と福祉部局とが連携し、以下のような事項に取り組むよう周知する。

【必ず実施すべき事項】

○災害リスクの高い要支援者の洗出し

避難行動要支援者名簿に記載されている方について、ハザードマップ等を参照し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に居住している等、特に災害リスクの高い要支援者の洗い出し、両部局とで対象者リストを共有しておくこと。

【実施が望ましい事項】

○福祉関係者と連携し、本人へ避難行動等を助言

福祉関係者等と連携し、要支援者に対し、災害リスクの説明、避難行動の助言等を行うこと。

○「避難行動要支援者」の再確認

避難行動要支援者とは「自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」をいい、一義的には避難能力の有無によって名簿掲載の可否を判断するものであるが、現在の名簿掲載者がこの趣旨に合致しているか改めて確認すること。

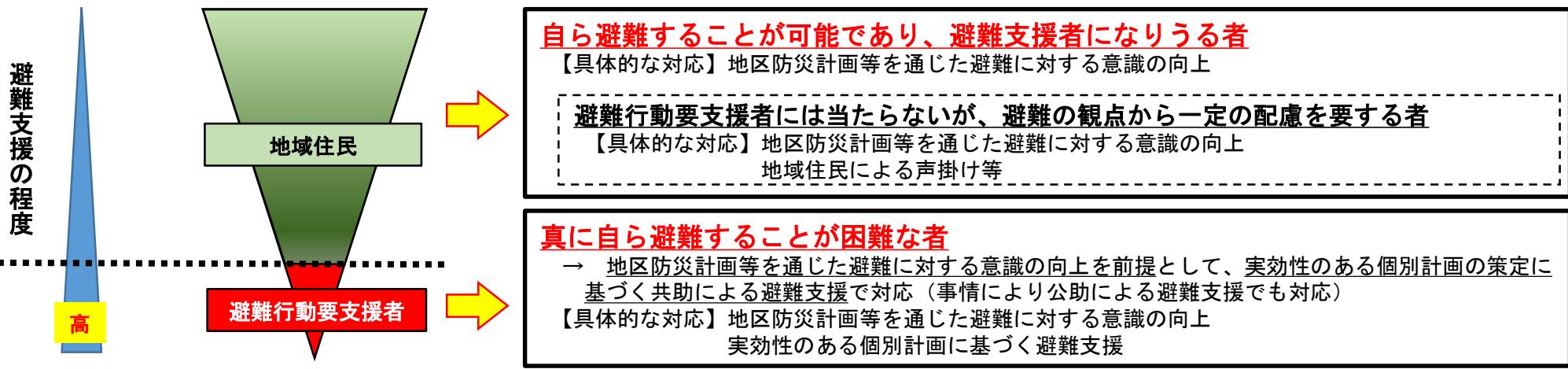
○名簿の更新

平時からの名簿情報の提供はもちろん、災害発生時に直ちに提供できるよう備えておく必要があることから、地域の特性や実情に応じて、可能な限り頻繁に、かつ、定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

- 「避難行動要支援者」とは法令上、「要配慮者のうち（中略）、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」（災害対策基本法第49条の10第1項）とされているが、具体的には避難行動要支援者名簿を作成する市町村の判断により地域防災計画に定めることとなっている。
- そのため、現状では、例えば「65歳以上の者」「独居」など、避難能力の有無とは関係なく掲載要件を定めている場合もあり、本来は自ら避難することができる者が含まれている可能性があり、いたずらに名簿掲載者が増えていることも考えられる。
- このため、真に自ら避難することが困難な者に対して実効的な対策を行うためには、改めて避難行動要支援者の範囲について整理し、支援対象を明確にする必要がある。

○整理のイメージ

避難行動要支援者：「要配慮者のうち（中略）、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの」（災害対策基本法第49条の10第1項）



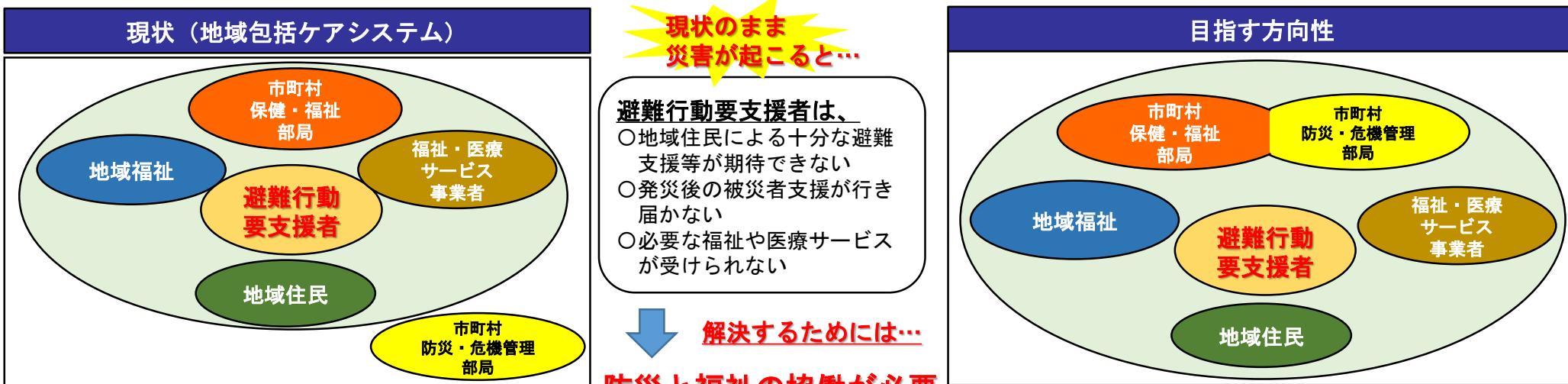
（参考）検討の際の留意点

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）においては、避難行動要支援者の範囲について、①災害関係情報の取得能力、②避難の必要性や避難方法等についての判断能力、③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して、避難能力の有無を判断することが想定される旨を示し、「要介護認定3～5を受けている者」など、避難行動要支援者として認識される蓋然性が高い一例を示すとともに、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が掲載対象から漏れることのないよう、きめ細かく要件を定める必要がある旨示している。
- その上で、個々の心身の状況や生活実態は様々であることから、避難行動要支援者に該当するか否かは、形式的な要件により 対象者を抽出した上で、真に避難支援等を要するか否かという観点から、対象者一人ひとりの状況に応じて個別に判断する必要があり、当該形式的要件をどのように定めるか、また、該当の可否をどのように個別に判断するかについては、慎重な検討を要する。

福祉専門職の関与等を通じた個別計画の策定促進について検討

- 福祉政策の基軸となりつつある地域包括ケアシステムは、防災（避難）を目的としたものでないため、高齢者や障害者の確実な避難ができない等、災害時に平時の在宅生活に潜むリスクが顕在化する。
 - リスク軽減のため、平時から福祉サービスの利用等を通じて高齢者や障害者等とつながりのある福祉専門職の協力を得ながら、防災行政部門と福祉行政部門が協働して確実な避難を実現するための対策に取り組む必要がある。
- 他方、災害時において公助による避難支援には限界があることから、避難行動要支援者の避難は地域（共助）による支援が不可欠。
 - 地域（共助）による避難支援の実現のため、あらゆる機会を通じて避難行動要支援者と地域住民とを結び付ける必要がある。

人事交流等を通じて防災行政部門と福祉行政部門とが緊密に連携する体制を構築するとともに、あらゆる機会を通じて避難行動要支援者と地域住民とを結び付けながら、防災行政部門と福祉行政部門が協働して福祉専門職の協力を得ながら、実効性のある個別計画の策定を促進する。



課題

- ・ 避難行動要支援者含む地域住民のつながりが希薄化し、防災及び福祉の双方の観点からその強化が課題。
- ・ 防災の観点から地域住民のつながりをつくるための取組が十分ではなく、個別計画の策定も進んでいない。
- ・ また、福祉の観点から地域住民のつながりを強化する取組である地域包括ケアシステムには、防災の視点が考慮されていない。
- ・ 防災行政部門と福祉行政部門とが縦割りで分断



具体的な方策（案）

- ・ 人事交流等により防災行政部門と福祉行政部門とが緊密に連携
- ・ 平時の福祉の仕組みにおいて防災行政部門と福祉行政部門とが協働する。
- ・ 福祉専門職の協力を得ながら、実効性のある個別計画の策定を促進
- ・ 地域（共助）による避難支援の実現のため、あらゆる機会を通じて避難行動要支援者と地域住民とを結び付ける
- ・ 避難行動要支援者も参加した避難訓練を実施し、災害に備える

全国の先進的な取組

- 福祉サービスの利用のためのケアプランを作成することを通じ、平時から避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等を網羅的に把握している介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画の下、本人や家族、地域住民、行政等が連携して、個別計画の策定を行う取組が行われている。

ポイント

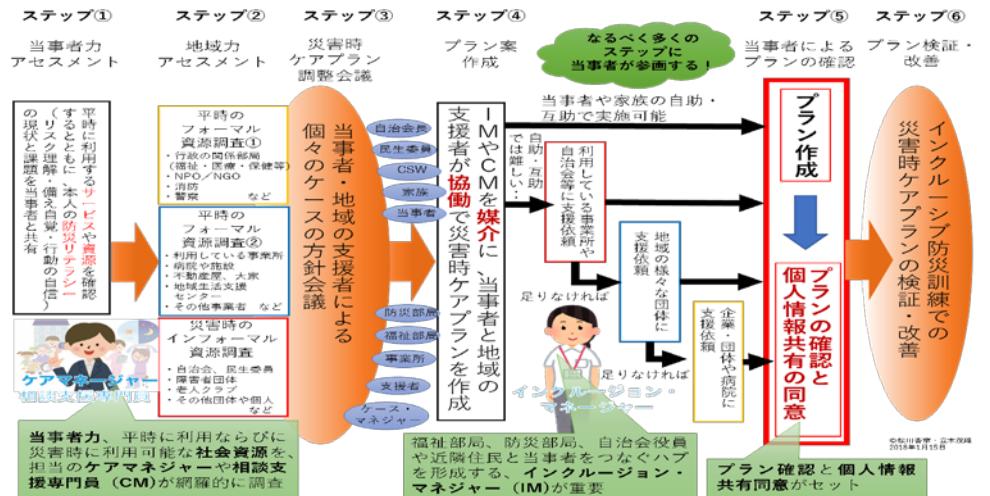
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職の参画を得るための仕組みとして、計画の策定に対して報酬を支払う。
 - 福祉専門職が当時者と相談し、避難に際して必要な配慮等について整理した上で、避難行動要支援者と地域住民等の関係者が参加して避難支援の方針について打合せを行い、個別計画を策定する。
 - 策定した計画をもとに当事者を含めた関係者が参加し、避難訓練を実施するとともに、必要に応じ計画の見直しを行う。
 - 当事者と福祉専門職、地域住民等とをつなぐ役割を担うことのできる人材が重要となる。

別府市の事例

別府市におけるインクルーシブ防災 “誰ひとり取り残さない防災”



被災地の教訓から市民活動者と協働で障がい当事者が参加する避難訓練等に取り組んできた別府市では、平成29年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉関係者が参加し、当事者や地域、行政等が連携して個別避難計画作成に取り組んでいる。

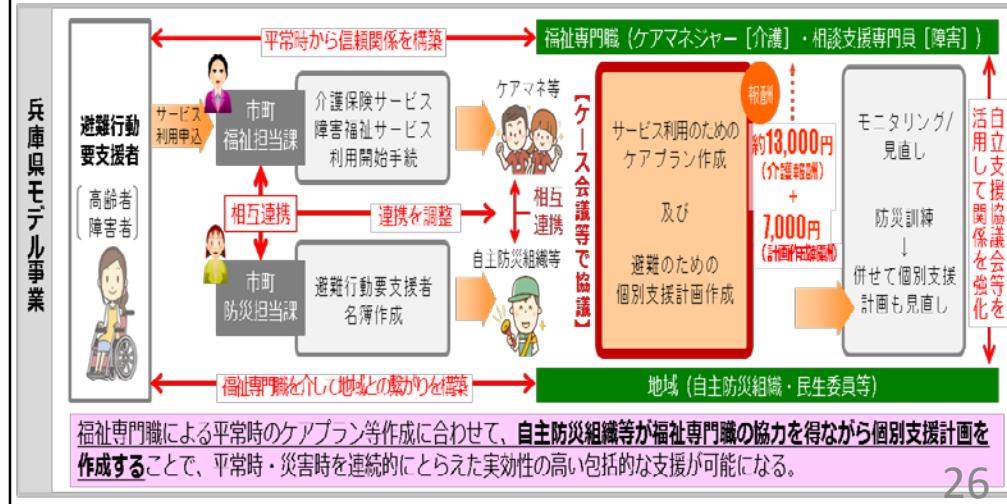


兵庫県の事例

防災と福祉の連携促進モデル事業



平成30(2018)年度より介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員の協力を得て、平常時のケアプラン等の作成に合わせ、地域で避難のための個別支援計画を作る「防災と福祉の連携モデル事業」を実施。
これまでに県内36市町で実施中。



地域における避難の実効性を高める地区防災計画の促進

- 地区住民等の助け合いによる避難を推進するため、地区防災計画の作成を促進。
- 避難を確実に行う部分の計画のみ記載する地区防災計画であっても作成を促す。（小さく産んで大きく育てる）

1. 地区防災計画の概要

地区防災計画は、地域住民等の共助について、地区の特性に応じて、自由な内容で計画を作成するもの

<災害対策基本法 第42条第3項（抄）>

市町村地域防災計画は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

<計画内容の例>

①平常時	②発災直前	③災害時	④復旧・復興
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練、避難訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む） ・ 活動体制の整備 ・ 連絡体制の整備 ・ 防災マップの作成 ・ 避難路の確認 ・ 指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ・ 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理 ・ 食料等の備蓄 ・ 救助技術の取得 ・ 防災教育等の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集・共有・伝達連絡体制の整備 ・ 状況把握（見回り・住民の所在確認等） ・ 防災気象情報の確認 ・ 避難所開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身の安全の確保 ・ 出火防止、初期消火 ・ 住民間の助け合い ・ 救出及び救助 ・ 率先避難、避難誘導、避難の支援 ・ 情報収集・共有・伝達物資の仕分け・炊き出し ・ 避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ・ 行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進

・ 消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携

2. 地区防災計画の課題

- （計画内容が自由な分、）計画作成の意義の伝え方が難しい
- 地区防災計画に何を書けばよいか
- （計画策定に時間を要する中で、）優先的・重点的に決めるべき事項は何か 等

3. 施策の方向性

地区防災計画で定めるとよい事項は、平常時、災害警戒時、応急対策、復旧・復興のそれぞれの段階でいくつかあるが、まずは避難を確実に行う部分の計画（※）からの作成を促す。

(※) 避難を確実に行う部分の計画内容の例

- ①平常時
 - 要配慮者の保護等地域で大切なことの整理
 - ・ 住民等が認識すべき地区的災害リスク（水害、土砂災害等）の確認
 - ・ 地区の要配慮者の避難支援体制の強化（災害・避難カードを活用した避難方法、個別計画の作成への協力）など
 - 連絡体制の整備
 - ・ 緊急時連絡網等の作成
 - 避難路の確認
 - 指定緊急避難場所、指定避難所等の確認
 - 避難時の住民等の役割分担内容（声かけ、避難誘導、要支援者支援等）の確認
 - ①②を踏まえた訓練の実施方法 等
- ②発災直前から災害時
 - 情報収集・共有・伝達
 - ・ 避難勧告・指示の住民等への連絡
 - 避難判断、避難行動
 - ・ 事前に確認した住民等の役割分担内容や、個別計画に基づく要支援者の避難の実施など
 - 率先避難、避難誘導、要支援者の避難支援 等

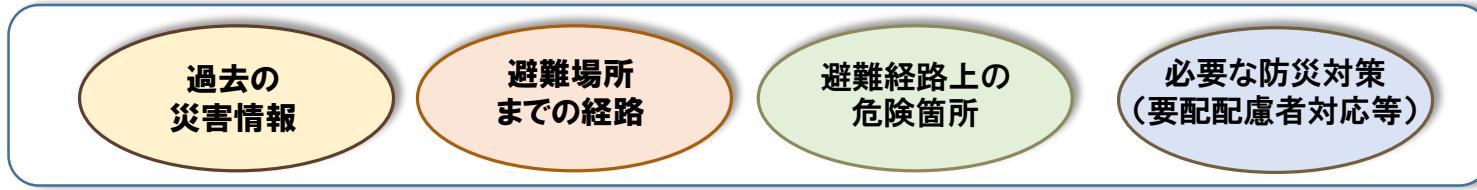
4. 上記を促す具体的施策

- 地方自治体職員等向け地区防災計画ガイド※の作成（R2.3月まで）
- 都道府県毎、管轄下の市町村職員や計画策定主体の地区住民等を対象とした地区防災計画策定研修会の実施（R2年度）
- 地区防災計画策定のモデル事業の実施（R2年度）

※地区住民等による地区防災計画案の作成を市町村職員等が支援する際の留意事項等に関する解説書

「災害・避難カード」とは？

- 自然災害による被害の軽減のためには、**住民自身による適時適切な避難**がきわめて重要！
- 避難すべき場所などをあらかじめ認識しておくための仕組みとして「災害・避難カード」を作成する！



名刺タイプ(携帯可能なサイズ)の災害・避難カード

大洲市 三善地区「災害・避難カード」オモテ 1人1枚

点線をはさみで切って使用しましょう。(6人分)

「災害・避難カード」ーわたしの情報		「災害・避難カード」ーわたしの情報	
ふりがな 名前	性別	ふりがな 名前	性別
性別	血液型	性別	血液型
生年月日		生年月日	
住 所		住 所	
電話番号		電話番号	
留意事項	持病、飲んでいる薬など	留意事項	持病、飲んでいる薬など
避難時は、このカードを持って行く!			
避難時は、このカードを持って行く!			

大洲市 三善地区「災害・避難カード」ウラ 1人1枚

点線をはさみで切って使用しましょう。(6人分)

家族(頼りになる人)の緊急連絡先		家族(頼りになる人)の緊急連絡先	
氏名	連絡先(職場・携帯など)	氏名	連絡先(職場・携帯など)
電話がつながらないときは、171(災害伝言ダイヤル) 各音声認証あり 自分の避難所を伝える 封筒「1」			
電話がつながらないときは、171(災害伝言ダイヤル) 各音声認証あり 家族の避難所を伝える 封筒「2」			

作成した「災害・避難カード」は、
 *財布の中へ入れて持ち歩く
 *自宅の冷蔵庫など普段、
 目にとまる場所

避難場所や避難ルートを記したマップ形式の災害・避難カード

深部部落(大谷・坂本)

①避難場所(地図の○印)

- 水から
避難
土砂から
避難
◆避難の方法と避難ルートを
地図に書き込みましょう！
◆自分が持ち出すもの・その保管場所
-
- *避難先で簡単に手に入らないものは？

大洲市 三善地区災害・避難カード「わたしの避難行動」

②気にかける人(地図の●印)

三善小学校
(指定緊急避難場所<洪水以外>)
(指定避難所)

三善公民館
(指定避難所)

③自分(地域)の避難の合図

- 水から
避難
土砂から
避難

参考) 大洲市役所が出す避難の合図

避難準備・ 高齢者等避難開始

避難勧告

避難指示(緊急)

避難から一時的、緊急的に避難する場所
指定避難所
指定緊急避難場所から
緊急避難者や救助者を
避難場所に収容避難するための施設

一凡例一

- 部落
- 行政区
- 浸水想定区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 地すべり危険箇所(土木関係)
- 地すべり危険箇所(治山関係)
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流

課題：大規模広域避難の困難さ（タイミング・避難場所等）が顕在化

<荒川下流域の事例>

江東5区（墨田区・江東区・足立区・葛飾区・江戸川区）
(台風第19号の状況) 広域避難勧告の基準に至らず

- ①当初想定されていたタイミング（氾濫72時間前）より遅れて、
氾濫48時間前を切ってから共同検討開始の雨量基準に達した
- ②鉄道計画運休の定着により、想定されていたタイミングでの
広域避難開始では、移動手段の確保が困難な状況
- ③広域での被災が予測される場合、避難先を示すことが困難
・受け入れ先の自治体でも住民避難が見込まれ、避難先として示すことが困難

<利根川中流域の事例>

3市町（群馬県板倉町、埼玉県加須市、茨城県境町）
(台風第19号の状況) これまでの検討を踏まえ広域避難を実施

- ④広域避難を共同検討するタイミングで、
すでに各市町の避難対応が始まっていた
- ⑤多くの人が避難行動を行ったことから、
一部で道路の渋滞や混雑が見られた
・各市町の広域避難が、暴風雨や夜間の時間帯と重なった

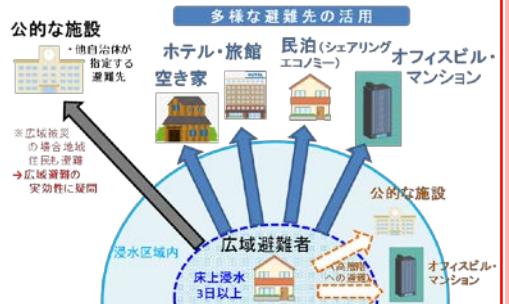
※令和元年度 利根川中流4県境広域避難協議会（R1.11.11）配付資料をもとに記載

大規模広域避難の体制整備（イメージ）

■国・都道府県・関係自治体・鉄道・警察・消防等の
関係機関で構成され、各機関が主体的に関与
→来年度以降、体制の制度化について検討

多様な避難先の検討（イメージ）

- 近隣の広域避難先（及び自区内／垂直避難先）
としての、民間施設等を積極的活用
- 避難住民受け入れ要請の可能性についても検討



対応（案）～広域避難体制の整備、避難の実効性確保に向けた検討
(排水強化・民間施設活用など)～

<荒川下流域及び利根川中流域による今回の対応を踏まえた今後の検討の方向性>

- 1) より早い段階での意思決定や呼びかけ、避難勧告[利根川中流域・荒川下流域]
- 2) 迅速な意思決定の仕組みづくり[利根川中流域・荒川下流域]
- 3) 広域避難対象者の絞り込み（排水強化・垂直避難の活用等）の検討[荒川下流域]
- 4) 避難先の検討（広域及び自区内）[荒川下流域]

連携

<関係省庁による対応>

来年度以降も 検討を行う取組

- 1) 大規模かつ広域的な調整・検討・発令等の体制や、広域避難に係る費用負担について、制度化の必要性についての検討
- 2) 広域避難対象者の絞り込み（排水強化・垂直避難の活用等）の検討
- 3) 避難先の検討（他の公立施設や、ホテル・旅館・シェアリングエコノミー等の積極的活用）

出水期までに行う取組

- ・台風第19号を踏まえた広域避難にあたっての留意点を、自治体に通知（案）
 - 広域避難は通常の避難より準備・移動に時間がかかるから、早めに呼びかけ、意思決定を行う必要がある。避難に必要な時間（リードタイム）だけでなく、夜間や暴風時、鉄道計画運休等による移動困難性に注意が必要。
 - 当初想定されていたタイミングより遅れて検討・発令等の基準に到達する場合があることに留意。
 - 広域避難対応と並行して、広域避難しない住民への対応も必要となることに留意。
- ・広域避難にあたりわかりやすい情報提供・助言を行うよう、河川管理者や気象台へ依頼
- ・国民や企業等への広域避難についての周知啓発の実施（関係自治体等と連携）

広域避難の対象者の絞り込みの方法（案）とその効果

①床上浸水区域の避難対象者数

江東5区内の床上浸水区域内※1の全ての居住者数

※1 高潮及び荒川と江戸川の洪水による想定最大規模

現計画※2

249万人

- (

0

+

0

) =

249万人

※2 江東5区大規模水害広域避難計画

絞り込みイメージ

249万人

- (

●●万人

+

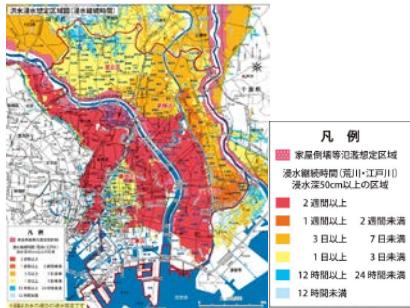
△△万人

) =

×××万人

条件

床上浸水区域の居住者は全員、
浸水継続時間、浸水深、居住階数
に関係なく広域避難する



洪水浸水想定区域図(浸水継続時間)
(荒川と江戸川の浸水想定区域を重ね合わせた場合)



絞り込み

浸水継続が短い(例:3日未満)区域の居住者の一部については、
浸水深より高い空間で安全確保

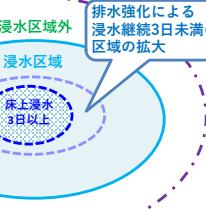
ハード対策(案) 排水強化※3による浸水継続3日未満となる区域の拡大

※3 例えば、排水施設の稼働時間延長、
排水施設の増強や排水ポンプ車の活用等

ソフト対策(案) 垂直避難及び浸水区域内の立退き避難の活用※4

(例:移動困難者を対象)
※4 浸水継続3日以上の区域では要救助

ソフト対策(案) 避難可能な公共・民間施設等の積極的活用



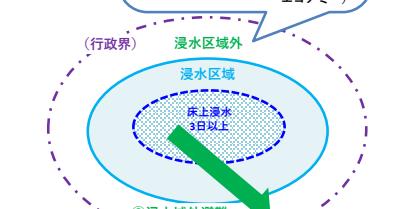
絞り込み

漫水区域外にある自治体内の公共・民間施設等を、漫水区域内の居住者の避難先として活用

ソフト対策(案) 避難可能な公共・民間施設等の積極的活用

<民間施設の一例>

- ◆ ホテル・旅館
- ◆ オフィスビル
- ◆ マンション
- ◆ 民泊(シェアリングエコノミー)



広域避難対象者を絞り込むことにより、以下の課題の解決につながることが期待される。

□ 輸送手段の確保

- 駅や道路での混雑抑制
- 円滑な避難誘導
- 避難所要時間の減少

□ 避難先の確保

